令 和 ３ 年 （ ２ ０ ２ １ 年 ）

６ 月 那 覇 市 議 会 定 例 会

追加議案書

令和３年６月１０日

令和3年（2021年）6月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事　件　名	関係委員会	主管部課	頁
議案第83号	那覇市監査委員の選任について	総務委員会	総務部 人事課	1
議案第84号	那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について	予算決算委員会 （厚生経済分科会）	市民文化部 ハイサイ市民課	3
議案第85号	那覇市精神障がい者地域生活支援センターの指定管理者の指定について	教育福祉委員会	福祉部 障がい福祉課	5
報告第32号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	厚生経済委員会	市民文化部 文化振興課	7

議案第８３号

那覇市監査委員の選任について

次の者を那覇市監査委員に選任したいので、同意を求める。

令和３年６月 10 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

[redacted]

城間　貞

[redacted]

（提案理由）

上記の者は那覇市監査委員として適任であると思料するので、 この案を提出する。

議案第８４号

那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和３年６月10日提出

那覇市長　城　間　幹　子

（提案理由）

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付手数料に関する規定を削るため、この案を提出する。

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>別表第1(第2条関係)
民生及び税務に関するもの
1～4　[略]
5　住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この項において「番号法」という。)に基づく事務
<table>
<tr><th>号</th><th>事務</th><th>手数料の名称</th><th>手数料の額</th></tr>
<tr><td colspan="4">(1)～(6)　[略]</td></tr>
<tr><td>(7)</td><td>番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付</td><td>個人番号カードの再交付手数料</td><td>1件につき800円</td></tr>
</table>
6～8　[略]</td><td>別表第1(第2条関係)
民生及び税務に関するもの
1～4　[略]
5　住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。)に基づく事務
<table>
<tr><th>号</th><th>事務</th><th>手数料の名称</th><th>手数料の額</th></tr>
<tr><td colspan="4">(1)～(6)　[略]</td></tr>
</table>
6～8　[略]</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
2　表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</td></tr>
</table>

付　則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第８５号

那覇市精神障がい者地域生活支援センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和３年６月 10 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設

名　称　　那覇市精神障がい者地域生活支援センター

所在地　　那覇市長田１丁目 24 番 27 号 第２長田メディカルビル

２　指定管理者となる団体

名　称　一般社団法人セレニティパークジャパン沖縄

所在地　沖縄県南城市玉城船越 218-１

代表者　代表理事　三宅　隆之

３　指定期間

令和３年７月１日から令和８年３月 31 日まで

（提案理由）

那覇市精神障がい者地域生活支援センターの管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の２第６項の規定により、議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

報告第３２号

専決処分の報告について（工事請負金額の変更）

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和３年６月 10 日提出

那覇市長　城　間　幹　子

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、平成12年３月24日議会の議決により指定された請負金額の100分の５以内でその額が1,000万円を超えない範囲の請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和３年５月20日

那覇市長　城　間　幹　子

１　議決事件名　工事請負契約について（那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（電気））（平成30年10月４日同意）

工　事　名　那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（電気）

契約の相手方

受注者　金城電気工事・八起電設・カイ総合設備共同企業体

代表者　沖縄県那覇市安里３丁目６番29号
金城電気工事株式会社
代表取締役社長　吉濱　功佑

構成員　那覇市長田２丁目10番33号
株式会社　八起電設
代表取締役　仲嵩　由成

構成員　那覇市字真地388番地の６
株式会社　カイ総合設備
代表取締役　比嘉　常雅

２　変更する事項　契約金額

既決金額　1,000,778,840円
変更する金額　1,003,933,640円